

—より広い社会の理解を得るために—

難聴者・中途失聴者問題

ハンドブック

—私たちが求めているもの—

(全 難 聴)

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

はじめに

この冊子は、私たち難聴者・中途失聴者（以下難聴者と表現する場合もある）の実態をよく知っていただき、さらに、私たちが求めているものを広く理解してもらおうと作成したものです。

◆ 聴覚障害者＝ろうあ者、ではない

身体障害者福祉法別表では、耳の悪い人を一括して「聴覚障害者」と呼んでいます。確かに、私たちはみな、聴覚に障害を持っています。しかし、こう一括して呼ばれることで、私たちは長い間、自分の持っている障害の内容や求めているものを理解してもらえず、苦しんできました。というのは、この分野では「ろう者」「ろうあ者」という言葉が広く知られているため、聴覚障害者の全てが「ろう者」か「ろうあ者」であるかのように受け取られることが多かったからです。

私たちは、自らを難聴者・中途失聴者と呼んでいます。そこから、その実態理解の第一歩が始まると考えます。

難聴者の国際組織である「国際難聴者連盟（I F H O H）」とろうあ者の国際組織である「世界聾啞連盟（W F D）」との話し合いでも、総称としての聴覚障害者という呼びかたは、その障害の実態をあいまいにし、「ろうあ者」と「難聴者」、それぞれが持つ特徴と異質性を見失ってしまうとして、今後は「難聴者」と「ろうあ者」という呼びかたのみを認めよう、つまり、聴覚障害

者には「難聴者」と「ろうあ者」がいるんだ、ということを確認にしようということになりました。

日本の私たちの場合には、あとで詳しく述べるように、難聴者のほかに中途失聴者を加え、「ろうあ者のほかに、難聴者・中途失聴者がいます」ということになります。

これは、障害者の内部で、単に、お互いを区別しあったり、色分けしたりするということではありません。同じ耳の障害であれば、当然、共通する課題はあります。しかし、福祉というものがその機能障害の実態を正しく把握し、実態に最もふさわしい対策を立てていくものだとすれば、その違いを知ってもらうことこそ大切なのではないのでしょうか。

ご承知のように、先天性のろう者、先天性のろうあ者の人たちは「全日本聾啞連盟」に結集し、私たちがまだバラバラで孤立していた古い時代から、独自の運動を進め、その分野で、めざましい福祉の充実を成しとげました。

私たち後発の難聴者・中途失聴者は、このろうあ運動の成果にも学びながら、私たちの実態を理解してもらい、私たちの求めているものの実現に向けて努力していこうと考え、「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」に結集し、いま、法人化に向けて前進しております。

難聴者・中途失聴者の福祉と、ろうあ者の福祉がともに前進して、初めて聴覚障害者全体の福祉が増進した、と言えましょう。

も く じ

はじめに	1～2
聴覚障害者＝ろうあ者、ではない	
難聴者・中途失聴者とは何か	5～8
まず、言葉の整理から	
世界各地においても	
歴史的経緯に見る難聴者	9～14
・中途失聴者運動とろうあ運動	
ろうあ運動の方は…	
難聴者・中途失聴者運動の方は…	
違いを認めあってこそ	
私たちが求めているもの	15～25
団結の証は要求	
難聴者・中途失聴者の願い	
ろうあ者の願い	
多方面にわたる要望	
難聴者・中途失聴者のコミュニケーション手段	26～32
いくつか合わせて総合的に	
共通手段の基本は文字表現	
難聴者・中途失聴者にとっての手話	

「要約筆記」を発展させるために 発展途上の要約筆記 その歴史は… 今後の課題	33～39
高齢化社会と難聴者 人生80年時代の高齢者	40～41
全難聴はどういう団体か 社団法人をめざしています 機関誌の発行と耳マークの普及 出版・調査も	42～47
今後の展望 増える難聴者・中途失聴者 難聴者・中途失聴者とろうあ者の接近・融合	48～51

難聴者・中途失聴者とは何か

◆ まず、言葉の整理から

広辞苑を引いてもわかるように、「ろう（聾）」とは「聞こえないこと」であり、「難聴」とは「よく聞こえないこと」、つまり「聞こえにくいこと」を指します。両者ははっきりと、その状態が違うことを示しています。

聴覚障害を、その態様によって区分すると、次のようになります。

1. 生まれつき全く聞こえない（先天性ろう者）
2. 生まれつき全く聞こえず、話もできない（先天性ろうあ者）
3. 生まれつき聞こえにくい（先天性難聴者）
4. 途中で聞こえにくくなった（後天性難聴者または中途難聴者）
5. 途中で全く聞こえなくなった（後天性ろう者または完全中途失聴者）

なぜ、こんなに細かく分けてみたかという、その段階によって、言葉、音声言語とのかかわりに違いがあるからで、当然、そのことによって、コミュニケーション手段が異なってくるからです。視覚障害者の場合、生まれつきの人と中途失明の人では、点字の習得などをめぐって違いがありますが、そのことで分けて

考えることがないのは、音声というコミュニケーション手段が共通しているからです。

さて、上の〈1〉と〈2〉は実際には区別が困難です。いま、口話法教育で話せない障害の克服が進んでいますが、言葉を覚える以前に耳が聞こえなくなると、当然、話し言葉に不自由することになります。つまり、これらは、聞こえないという単一障害ではなくて、聴覚言語障害という二重の障害者であることが多いのです。そして、これらの人たちは音声言語からは遠い位置にあり、主たるコミュニケーションは手話に依存していると言えます。

一方、〈3〉と〈4〉と〈5〉には聞こえの違いや置かれた状況の違いはありますが、単一の聴覚障害で、原則として言語障害を伴わない（難聴なまりの問題はありますが）という点で共通しています。そして、補聴器を付けている人はもちろん音声言語をコミュニケーション手段にしていますし、そうでない人もなんらかの形で、音声言語と文字表現に対応したコミュニケーション手段（たとえば、あとで詳述する要約筆記など）を求めています。もちろん、〈3〉〈4〉〈5〉の人の中にも手話を使っている人がありますが、これもあとで詳述するように、〈1〉と〈2〉の人たちとは、その意味合いが違ってきます。

私たちは、この〈3〉〈4〉〈5〉のいずれかに該当し、そういう状態の障害者を難聴者・中途失聴者と呼んでいます。

聴覚障害による障害者手帳を持った人は全国に35万4000人いるそうです。数のうえで、の話ですが、このうちの大部分は

難聴者・中途失聴者です。ろうあ者はほとんどが最重度の1、2級にあたりますが、最重度2級の中にも中途失聴者がかなり含まれており、ろうあ者はごく一部分しか占めていないのです。これも、あとで詳しく述べますが、ほかに、軽度難聴も含め、手帳を持たない難聴者がこの10倍ぐらいいます。

◆世界各地においても

以上のことは、なにも、日本の国内だけで私たちが勝手にいっていることではありません。世界各地においても、共通した認識になりつつあります。

1988年秋、東京で「第16回リハビリテーション世界会議」が開かれ、国際難聴者連盟のリンデン会長からも報告要旨が寄せられました。このなかで、聴覚障害者の呼称について、きわめて明確に定義しています。以下の通りです。

1. 聾（Deaf） 聴力の損失の度合いが最大の人で、一般的には生まれつき全く聞こえないか、または言語を獲得する前に聞こえなくなった人、補聴器を使用しても、音声言語が全く耳から入らない人。
2. 難聴（Hard of Hearing） 聴力の程度の違いこそあれ、部分的に聴力が損失した人、音声言語が理解できる程度の残聴のある人、補聴器などの使用が有効である人。聴力の損失が先天的か、後天的か問わない。
3. 中途失聴（Deafend） 生れたときには聴力の損失はな

く、言語を獲得した後で、青年期や若いときに聴力を失った人、完全に失聴したとしても、言語を使いこなす力のある人。

4. 聴覚障害（Hearing Impaired）あらゆる程度の聴力損失の人の総体。

そして、大切なことは、これらの分類は、行政から一方的に押し付けられたり、法律で決められたりするものであってはならず障害者自らが、自分の状況を判断して、自分で選択して決めていくものだ、という点です。

日本では、身体障害者福祉法が制定された当時、まだ、難聴・中途失聴障害についての社会的認識がゼロに等しく、法律が先にあって、その枠内に押し込められたというか、法律に障害を当てはめるかたちになっているのは、残念なことです。

私たちは、まず、自分たちの障害の実態を正しく把握してもらいたい、と願っております。「要するに、耳が悪いということではないか」といった、大雑把な把握からは、大多数を占める難聴者・中途失聴者への正しい対策は出てきません。

外からは目に見えない障害というのは、それ自体、たいへん理解されにくい性質の障害ですが、以上の点はどうしてもご理解いただきたいと思います。

歴史的経緯に見る難聴者

・中途失聴者運動とろうあ運動

難聴者・中途失聴者の問題を社会に理解してもらうためには、まず、難聴者・中途失聴者自身が訴えなければなりません。難聴・中途失聴問題への対応策は難聴者・中途失聴者自身が社会に提示し、社会の協力を求めていかなければなりません。私たちはこの自明の理を頭の中では理解していながら、なかなか実行に移せなかったのです。このことは難聴者・中途失聴者運動とろうあ運動の歴史的経緯を見ていくと、はっきりわかります。

◆ ろうあ運動の方は．．．．

ろうあ運動の経緯の概略を、1988年、東京で開かれた「第16回リハビリテーション世界会議」分科会での、全日本聾啞連盟の河合洋祐氏（現同事務局長）の報告「聴覚障害者の福祉」から引いてみましょう。

ろうあ運動のスタートは、ろう（ろうあ）学校の卒業生らによる組織づくりだったということです。戦前の1915年、東京、大阪のろう学校卒業生らが中心になった「日本ろうあ協会」がそれで、主に演劇活動や雑誌の発行という文化的な活動をしていたそうです。

そして、戦後、国の身体障害者福祉法が制定される1年前の1948年（昭和23年）に、「全日本聾啞連盟」として再編成され、福祉法に歩調を合せて福祉運動に入っていました。

しかし、当初は、各地とも身体障害者組織の中のろうあ部というかたちで、必ずしも順調な歩みとは言えなかったそうです。それが、各地とも、順次、独立したろうあ協会（現在は聴覚障害者協会）を設立、さらに、戦後の高等教育を受けた人たちが推進役の中心になった1965年（昭和40年）を境に強力な運動を展開、1970年には、厚生省に「手話奉仕員養成事業」を実施させるまでになり、飛躍期に入っていたという経緯です。

現在、加盟会員2万3000人で、言語との重複障害を含む重度の聴覚障害者をほとんどカバーしていますし、認定資格は別として、手話通訳者の数も、ほぼ会員数と同じぐらい確保できるまでに発展しています。

つまり、ろうあ運動の歴史は母体から数えて70年、本格的組織の誕生から数えても40年を越えています。もちろん、この運動の過程で、聴覚障害者全体にかかわる福祉対策については、私たちが直接、間接に恩恵を受けている面もあります。

この間、難聴者・中途失聴者はどうしていたのか。これも、1965年以降のことでしょうが、ろうあ運動が盛んになってから、一部手話のできる人がろうあ組織に入ったり、出たりしていたようですが、結局、その悩みも、求めているものも、ちょっと違うな、ということで、離れていったというのが現実です。もとより手話を知らない大部分の難聴者・中途失聴者はこの運動の輪

の外にいたことになります。

◆ 難聴者・中途失聴者運動の方は

一方、私たち難聴者・中途失聴者運動の方はどうだったかと言えば、遅れに遅れました。迷いがあったのだと思います。

この間の経緯について、現在の全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（略称・全難聴）の前身・全国難聴者連絡協議会の初代事務局長、藤原猛氏（現相談役）は、1988年（昭和63年）京都で開かれた「第6回要約筆記問題研究会」の講演「難聴者問題入門 ― 運動の歴史と現状―」の中で、このように述べています。

「福祉法の中には、肢体障害、視覚障害、聴覚障害という言葉があって、それぞれの福祉が盛りこんである。そのように肢体障害・盲人・ろうあ者の方は、早くから全国的な組織を作り、この福祉法に見合う活動をされている。視覚障害は盲人、聴覚障害はろうあ者という感じがこの福祉法には強いのである。聴覚障害者には先天性ろうあ者―手話―、後天性ろう者（中失者）―要約筆記―、後天性難聴者―補聴器―と三つあるのに、福祉法では、ろうあ者更生施設、ろうあ者何々というように、中途失聴者、難聴者という言葉がどこにもないのです」

つまり、福祉法では聴覚障害者＝ろうあ者という位置づけが前面に出されたため、難聴者・中途失聴者は自分たちの存在根拠を法の中に見出すことができなかつたのです。健聴者とろうあ者の中間的存在として、独立した存在としての自分たちを認識しにく

い状況に追い込まれたのです。

そして、なにより、組織化が進まないため、こんなに多くの仲間たちがいることを、なかなか理解できなかったのです。

そんな中でも、地道な動きはありました。難聴者・中途失聴者のための雑誌の発行で、中川雅俊氏が編集にあたった「新光」、さらに「みみより」などです。しかし、雑誌の購読者中心というかたちでは組織的な運動は発展しません。地方に協会が出来て裾野が広がっていく必要があり、その意味では1965年以降、つまり昭和40年代の地方協会の設立（新しい全国組織づくりにつながる地方協会）を待つしかなかったのです。

1965年 鹿児島県難聴者協会（現存せず）

68年 広島県難聴者協会

69年 岡山県難聴者協会

70年 京都市難聴者協会

が、相次いで設立され、さらに1973年から1976年まで、京都、岡山、広島、神戸と4回にわたる「組織推進研究協議会」が開かれ、それでも機運が熟せず、1978年2月になって、「全国難聴者連絡協議会」が設立されたのです。

この間、1989年に再刊された『音から隔てられて』（岩波新書1975年7月）と、全国組織結成直後に出版された『立ちあがる難聴者』（たいまつ新書）が同障者への呼び掛けに大きな役割を果たしています。

1978年と言えば、ろうあ運動はすでに充実期に入っていました。ろうあ運動がどんなに進んでも、難聴者・中途失聴者の

福祉の増進には直結しない、当然のことですが、難聴者・中途失聴者の要求は難聴者が出さなければ、代わって出してくれるものはだれもないことがはっきりとわかったのです。

◆ 違いを認めあってこそ

「難聴者・中途失聴者」と「ろうあ者」はそれぞれ独立した組織を持ち、独立した運動をしていく必要があり、そのことは、まず、当時のろうあ運動の指導者から指摘されていたのです。

1978年11月、名古屋で開かれた「第1回全国難聴者研究大会」で、来賓として出席した当時の愛知県ろうあ福祉連合会会長、岸英夫氏はあいさつの中で「難聴者・中途失聴者・ろうあ者にとって一番大きな問題は、社会的コミュニケーションの問題です。ろうあ者の場合は、手話通訳事業の拡大等の問題と取り組んでいる訳ですが、難聴者の皆様におかれましては、ろうあ者の手話に相当するような、新しいコミュニケーション手段の研究が、大きな問題となっておられる事と存じます」と述べています。

さらに、1979年9月、札幌市で開かれた「第2回研究大会」では、当時の全国聾学校長会長の美馬常雄氏があいさつで「私は当初、中途失聴者の方も聴覚障害者の仲間として、聾学校の卒業生が多く加盟している聾啞者団体に入られて活動されるのがいいのではないかと考えていたのですが、皆様方のいろいろな活動を知って、やはり、生来の聾啞者諸君や、ことばの面では不自由さ

の高い高度難聴者諸君と同じに活動するよりも、別に活動される方が活動し易いのだなと理解しました」と言っています。

また、「立ちあがる難聴者」を出版した際、当時の全日本ろうあ連盟長、土屋準一氏から「げきれいの言葉」をいただいています。土屋氏はその中で「私たちはおなじ聴覚障害者といいながらも、今までずい分とおくはなれておりました。それは主として手話をもって会話の手段とする私たちろうあ者からみて、手話を御存知ない難聴者の方々は、やはり別な世界の間人だというような感じがありましたことは否定出来ません。実際にお話しする場合にも、いろいろと不便がありました。それが近年になって、ろうあ団体と難聴者団体の間に、まだ地方的であります。友好的な関係が生れつつある状況となってきております。それはやはりおたがいの団体の民主的な運動の発展が、このような機運をじょう成してきたといえましょう」と述べておられます。

私たちの運動の発展を、誰よりも心待ちしていたのは、ろうあ運動の先輩たちだったのです。私たちの一部には、ろうあ運動への遠慮があって、自分たちの要求をきちっと出さなかったという面がありましたが、これは、お互いの運動にとってマイナスだったわけです。

ろうあ運動に学ぶというのは、単に、ニコニコしてろうあ団体と仲よくつき合うなどということではありません。私たち自身の要求をきちっと前面に押し出すことです。私たちは社団法人化を進めるなかで「独自性」を強く意識しています。

私たちが求めているもの

◆団結の証は要求

私たちは、なぜ、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会に結集したのでしょうか。それは、一人一人、個々バラバラな願いや苦しみだけでなく、皆に共通した願い、要望があって、それを実現するためには団結が必要だったからです。

そして、その願いや要望は、個人一人一人の努力だけでは到底達成できず、国や地方公共団体、企業、関係団体、国民の広い協力が必要なもの、つまり、社会的な、福祉的な、システムにまで高めなければならないものだったからです。

ですから、要望こそ、私たちの団結の証です。

さらに、もうひとつ、要望のなかにこそ、私たちの姿、悩んでいる様子が如実にあらわれており、要望することが、何にも優るPRになります。とりわけ、障害者団体においては、ある機能が障害によって使えなくなった、という状況を、要望によって、明確に表現することができます。

では、私たち難聴者・中途失聴者はこれまで、どんな要望をしてきたのでしょうか。私たちの状況を確認するためにも、ここで、その要望内容の特色をみていきましょう。

世の中には、難聴者も中途失聴者も、ろう者もろうあ者も「要

するに耳が聞こえない、ということだろう」と、たいへん大ざっぱな理解をしている人が多いようです。私たちは「違いこそ大切なんだ」と繰り返し主張してきました。

もちろん、耳が悪い、という共通項がありますから、ろう者やろうあ者の人たちと共通する要望はあります。しかし、違う要望もあります。そして、その違う要望は私たちがださなければ、誰も出さず、実現もしません。円でいうと、難聴者・中途失聴者の要望がひとつの円を描きます。ろう者・ろうあ者の要望がもうひとつの円を描きます。その二つの円は真ん中で交わっています。この二つの円ともつつみこむ、もっと大きな円を描く。これが聴覚障害者全体の福祉になるわけです。

では、その二つの円の、交わらない大きな部分（現在のところ）は何か、という、「音声言語・文字表現をいかに活用してコミュニケーションの不自由を補うか」という私たち難聴者・中途失聴者の立場と、「手話コミュニケーションをいかに社会に浸透させていくか」という、ろう者・ろうあ者の立場の違いとっていいのではないのでしょうか。

もちろん、個々には「難聴者だけれども手話を使っている」とか、「ろうあ者だけれども、要約筆記も見ている」とか、いろいろあって、すべてを真ん中で二つに分けるというわけにはいきませんが、大きくみると、そう言っているでしょう。

これらは、それぞれの団体の「要望の歴史」の中に、はっきりとあらわれています。

◆ 難聴者・中途失聴者の願い

全難聴の機関紙『新しい明日』は冊子スタイルで、平均20頁前後。現在は年6回発行しています。これの第25号（1980年1月刊）から第67号（1989年12月刊）までの10年間の記事を分析して、私たちの願いの内容を見ました。

詳細は次頁に表として掲げました。総記事数は691本、団体活動、情報保障、論説、その他と4大分類22項目について調べました。

情報保障に関する記事は8つに分けてみました。やはり、要約筆記に関する記事が圧倒的に多く、72件39.8%、全記事中でも10.4%を占めます。しかも、「全体」に触れた記事の33件（18.4%）でも、要約筆記を最重点に述べているものが多く、この点まで加えると、情報保障記事の実に54%、全体記事中でも12.8%にのびります。

もとより、「団体活動」の方も、難聴者・中途失聴者の場合は要約筆記を使って行われていますし、「各地の話題」という地域協会の活動レポートでは3分の2が「聞こえの保障」関係で、このうち5分の3近くが要約筆記に関してのものであります。ほかに、論説の中でも触れられており、要約筆記はもう“%”で表わせないほど、私たちの活動に直結していることがわかります。

ほかには、字幕（17%）、FAX・難聴者用電話（15%）、補聴器（12%）、医療情報（10%）、磁気誘導ループ（9%）とつづき、私たちの独自性がはっきり出ています。

全難聴機関紙「新しい明日」10年間の記事内容分析

自25号(1980年1月刊)・至67号(1989年12月刊)記事数691

大分類	記事数	%	小分類	記事数	%
団体活動	351	50.8	1. 全難聴活動関係	109	31.0
			2. 地域協会活動関係	103	29.3
			3. 行政への働きかけ	32	9.1
			4. 国際難聴者連盟	44	12.5
			5. 国際障害者年	3	0.9
			6. 青年	37	10.5
			7. 婦人	20	5.7
			8. 高年	3	0.9
情報保障 (コミュニケーション保障)	181	26.2	0. 全体	33	18.2
			1. 要約筆記	72	39.8
			2. 補聴器	12	6.6
			3. 磁気誘導ループ	9	5.0
			4. 耳のシンボルマーク	8	4.4
			5. 字幕	17	9.4
			6. 難聴者用電話・FAX	15	8.3
			7. 手話・その他	5	2.8
8. 医療情報	10	5.5			
論説	70	10.1	1. 聴覚障害者論	58	82.9
			2. 障害者論	5	7.1
			3. 一般福祉論	7	10.0
その他	89	12.9	1. 親睦記事など	45	50.6
			2. 投稿	25	28.1
			3. その他	19	21.3

◆ ろうあ者の願い

こちらは、全日本聾啞連盟の機関紙『日本聴力障害新聞』の第338号(1980年9月刊)から第457号(1989年8月刊)までの10年間の記事を分析しました。タブロイド判12頁で月刊ですから、総記事数は7,703本にのぼりました。

基本的には前述の『新しい明日』の分類に照応するかたちにしましたが、こちらは活動範囲がきわめて広く、分類の仕方、記事の数え方などで不揃いな点が避けられず、いくぶん大ざっぱなものになりました。表は次頁に掲げています。

こちらにも「団体活動」の大部分(スポーツを除く)は手話を使って行われているのですが、ここでは、見出し・内容から明確に「情報保障」をテーマにしているものは、「情報保障」の項でとりました。

手話に関しては(1)通訳士の設置・派遣・制度化・身分保障524件(31.9%)(2)手話サークルの活動・手話を使った活動218件(13.3%)(3)手話の説明・PRが226件(11.4%)と3つに分けてとりましたが、合すると968件59%に達します。全体の記事中でも12.6%になります。

ほかに、投稿の20~25%は直接、手話に関するものです。海外情報の10%ぐらいが外国の手話事情にかかわるものでした。

他では、ろうあ者の参政権・雇用・年金・人権訴訟、ろう学校など教育が特徴的。FAXは団体設置のニュースとして、文字放送は中央の動きとして、とりあげられていました。

大分類	記事数	%	小分類	記事数	%
団体活動	3142	40.8	1. 世界ろう連・国際関係	204	6.5
			2. 全日聾連活動・大会	620	19.7
			3. 地域ろう協活動	1021	32.5
			4. スポーツ大会・行事	640	20.4
			5. 青年・婦人・老年など	657	20.9
情報保障 (コミュニケーション保障)	1642	21.3	0. 全体	259	15.8
			1. 手話通訳士の設置・派遣 ・制度化・身分保障	524	31.9
			2. 手話サークル・手話活動	218	13.3
			3. 手話の一般紹介・PR	226	13.8
			4. 文字放送・ビデオなど	114	6.9
			5. FAX、電話など	174	10.6
			6. 字幕・要約筆記など	127	7.7
人権保障 社 会	461	6.0	1. 参政権・雇用・訴訟	241	52.3
			2. 学校・教育・母子・医療	220	47.7
論 説	211	2.7	1. 手話普及・制度化関連	29	13.7
			2. ろうあ・聴覚障害者	84	39.8
			3. 一般福祉論・その他	98	46.5
そ の 他	2247	29.2	1. 海外情報	626	27.8
			2. 投稿(投稿欄)	458	20.4
			3. 親睦・その他個人活動	1163	51.8

◆ 多方面にわたる要望

全難聴の要望は要約筆記を中心にはしているものの、もちろんそれだけではなく、ほかに、たくさんの要望事項を持っています。要望の内容は、その時代、状況によって、少しずつかわっていますが、現在は多方面にわたるようになっていきます。

昨年(1989年)、国会・厚生省に出した要望書を中心に検討、全難聴の常任理事会でまとめた中間的な「要望項目」がありますので、それを紹介します。8項目に分けて整理していますがほかにも要望事項があり、まとめの作業は継続しています。ひとつひとつの要望事項についてのコメントは省略します。また、この要望の性格から、以下の内容は国レベルのものが多くなっています。

A、生活環境整備に関して

1. 公共施設では電光表示・ストロボ等を使い、聴覚障害者のための安全を図られたい。
2. 病院、保健所などではそれぞれの聴覚障害者に合った呼び出しをし、また聞こえの保障をして安心して受診できるようにされたい。
3. 公衆電話を設置している公共施設には公衆シルバーホン、公衆ファックスなど、通信交通手段の確保および増設をされたい。
4. 放送設備などのある公的集会場には、補聴器装着者のた

めの磁気誘導ループおよびOHPを設置されたい。

5. 難聴学級・職業訓練センター・大学において、難聴者・中途失聴者も学べるよう磁気誘導ループを設置されたい。
6. テレビ・映画の著作物に字幕を付けられたい。
7. 難聴者・中途失聴者が交通機関を安心して利用できるよう電光文字表示などによって配慮されたい。

B、補装具・日常生活用具交付制度に関して

1. ファックス・お知らせランプ等の無料貸与を聴覚障害者個人にされたい（世帯単位でなく、家族のなかに聴覚障害者が一人居れば無料）。
2. 「補装具交付規定」によると、補聴器の交付は原則として4年に1回になっているが、これを3年に1回に短縮されたい。
3. カスタム補聴器も交付の対象にされたい。
4. 補聴器の修理および電池の交付手続きを簡素化されたい。
5. 聴覚障害者が文字放送受信機を購入できるよう助成制度を設けられたい。
6. 軽度・中等度の聴覚障害者を対象とする日常生活用具の交付制度を新設されたい。
7. 個人用磁気ループを日常生活用具として交付されたい。

C、補聴器に関して

1. 耳に適合した補聴器を交付されたい。

2. 補聴器交付に際しての自己負担をなくされたい。
3. 耳に合った補聴器が着用できるよう、補聴器装用士の制度化を図られたい。
4. カスタム補聴器を除くすべての補聴器には磁気誘導コイル回路を組み込むよう規定されたい。
5. 人工内耳、人工中耳も更生医療または医療保険の対象にされたい。
6. 難聴者・中途失聴者で補聴器装着を希望する人のために装着相談および訓練のためのセンターを各都道府県および政令指定都市に設置されたい。
7. 生活上、両耳装着を希望する人には2個の補聴器を交付されたい。
8. 補聴器の交付手続きを簡素化されたい。

D、機器開発に関して

1. 日本語速記タイプライターの実用化と聴覚障害者の字幕への転用の研究を促進されたい。

E、コミュニケーション関係

1. 要約筆記のボランティア養成の全国ネットワーク費用に助成金を支給されたい。
2. 要約筆記者の公費による派遣を拡大、強化し、制度化されたい。
3. 正確を要する場所でのコミュニケーション保障のため、

要約筆記士の認定制度を設けられたい。

4. 高齢化社会を迎え、筆談（ノートテイクでなく）について地域社会に理解と普及と充実を求めるため、助成金を支給されたい。
5. 厚生省の聴覚障害者のための事業のなかに、難聴者・中途失聴者コミュニケーション講習会を新規に加えられたい。
6. 難聴者・中途失聴者のために聴能訓練士の制度化を図られたい。
7. 全国の難聴学級で充実した口話指導・読話指導を図られ、高齢者に対しては補聴器を使った読話指導を実施できるよう図られたい。
8. 成人検診では聴力検査も定期的に実施されたい。

F、福祉センターに関して

1. 全国に聴覚障害者福祉センターを設置し、補聴器交付者の聴能訓練・聴覚障害相談・福祉機器無料貸し出し・高齢難聴者の読話訓練・要約筆記者の養成・派遣・聴覚障害者の教養・文化活動等が出来るように図られたい。
2. 当面、現在設置されている全国のリハビリセンター・保健施設の訓練事業で、難聴者・中途失聴者の更正訓練・福祉相談を充実されたい。
3. 聴覚障害者の老後保障を図るため聴覚障害者の老人ホームを建設されたい。

G、障害の認定基準に関して

1. 聴覚障害者の認定基準の最低を現行の70デシベルから40デシベルに緩和されたい。

H、福祉向上に関して

1. 難聴者・中途失聴者対策を盛り込むため、現行「身体障害者福祉法」ならびに関係法規を改正されたい。
2. 聴覚障害者中、難聴者・中途失聴者とうろうあ者は障害発生に根本的な隔りがあり、それぞれ独立した障害と認め、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の法人化ならびに助成について配慮されたい。
3. 有料道路の割り引き対象が肢体不自由者に限られているが、聴覚障害者も対象となるよう枠を広げられたい。
4. 障害者手帳によるJR運賃割り引きの距離制限を撤廃されたい。
5. 航空運賃の割り引きを身体障害者手帳提示により半額にされたい。
6. 耳のシンボルマークを普及されたい。
7. 講演会・講習会等の会場では、磁気誘導ループの設置とOHPによる要約筆記がなされるよう図られたい。

難聴者・中途失聴者の コミュニケーション手段

◆ いくつか合わせて総合的に

一般的には、難聴者・中途失聴者のボランティアを介したコミュニケーション手段は「要約筆記またはノートテイク」と言っていると思います。また、ろうあ者が主たるコミュニケーション手段として、一致して「手話」をあげるのに対し、難聴者・中途失聴者は補聴器をつけている人から補聴器が役立たなくなった人まで幅広く、その人の障害の程度や環境によって中心になるコミュニケーション手段が異なっているのと、一つだけの手段で間に合う人はいないのが特徴です。どれひとつをとっても、それだけでは不十分な手段です。

補聴器をつけている難聴者のコミュニケーション手段としては順不同で並列的にあげますと、補聴器、会場での磁気誘導ループの利用、要約筆記、筆談、手話、読話、ファクシミリなど視覚による文字情報等で、補聴器が役立たなくなった中途失聴者の場合は要約筆記、手話、読話、筆談、ファクシミリなど視覚による文字情報等をあげることができます。

このため、これも全体的な表現としては、「難聴者・中途失聴者はろうあ者における手話のような主たるコミュニケーション手段を持っていないので、いくつかの手段を併用して、総合的に、

つまり、トータル・コミュニケーションによって、補っている」と表現してきました。

そして、難聴者にしろ、中途失聴者にしろ、ろうあ者とは違って、耳が不自由でも言葉を習得しているという点で共通しています。その障害の程度や環境によって、コミュニケーション手段には若干の違いはあっても、その思考は音声言語と文字表現によって行われている、という点も共通しています。

私たちのコミュニケーションの中心手段である「要約筆記」については別に詳しく述べるとして、ここでは、難聴者・中途失聴者と手話とのかかわりについて、基本的な考え方を述べておきたいと思います。

というのは、先進的なろうあ運動の発展によって、社会の一部に「聴覚障害者というのは、要するにろうあ者で、コミュニケーションの手段としては手話を使っている」と思いこんでいる人たちが意外に多く、また、この分野の専門家と言える各地域のろうあ指導員、福祉関係者の中にさえ、「難聴者・中途失聴者の人も手話を覚えて、ろうあ者の仲間に入ったらいいのに」と考えておられる方が結構多いからです。

実際、手話を使っている難聴者・中途失聴者もあり、そういう人たちが少しずつ増えています。また、ろうあ団体と友好的な協力関係を作っている地域もたくさんあります。しかし、この場合でさえも、その手話はろうあ者の人たちが共通のコミュニケーション手段にしている手話と同一には論じられません。この問題は難聴者とは何か、にもかかわる大切な問題なので、次項で。

◆ 共通手段の基本は文字表現

難聴者・中途失聴者の中にも手話の上手な人もいれば、手話の好きな人もいます。しかし、このことは難聴者・中途失聴者運動全体からみると、基本的な問題というより、ひとつのバリエーション（変化）と言った方がいいと思います。

すべての難聴者・中途失聴者にとっての基本的なことは、むしろ、手話を知らなくてもコミュニケーションができる、そういう場をつくるということだと思います。もとより、知らないよりは知っていた方がいいに決まっていますが、それを強制しない、強制できない、というのが、難聴・中途失聴障害の本質だと言っていいでしょう。

言い替えると、耳は悪いけれど、言葉は自由だ、という点が大切な共通点です。難聴・中途失聴期間が長いと、なまりの問題などありますが、とにかく音声言語でお喋りができます。どこの機能に障害があるのか、というのが障害者の区分けですから、「耳が悪い」という点では、ろうあ者も難聴者・中途失聴者も一緒ですが、「話しができる」という点は難聴者・中途失聴者とろうあ者を分ける重要な一線と言うことができます。つまり、難聴者・中途失聴者の中には、原則として聴覚と言語の重複障害者はいない、ということです。

難聴者は音声言語になお頼ってコミュニケーションをはかっている、ということですが、こう表現してしまうと、中途失聴者は

話せるけれど聞こえませんから、定義としては、不適當です。話し言葉は文字に結びついて、一体のものと考えられますから、それらを考えあわせると「難聴者・中途失聴者のコミュニケーションは音声言語と文字表現に頼っている」と表現した方がいいでしょう。

以上が基本で、このことを前提にしたうえで、難聴者・中途失聴者と手話の問題も考えなければなりません。

これは難聴者・中途失聴者運動がなぜ起こったか、要約筆記運動がなぜ起こったか、を考えると、はっきりしてきます。当初、各地にできた難聴者・中途失聴者協会に入会した人たちは、手話では十分にコミュニケーションをはかれないので、ろうあ団体の会合に出ても、さっぱりわからないという人たちが多かったのです。だから、手話がわからなくても集える場を求めてやってきたという面があり、このことは私たちの集いの成り立ちにかかわる重要な問題です。言葉を覚えてしまうと手話は覚えにくいし、周囲に手話を使う人がいないと、すぐ忘れてしまいます。この間の事情は、いまも変わりはありません。

例えば、「私は手話を知りませんが、会合に行ってもわかるでしょうか」という入会希望者からの問いあわせの手紙があったとき、「手話を知らなくても構いません。ほかにも、手話を知らない人はたくさんいます。手話ではなく、かわりに要約筆記と言って、全部書いてスクリーンに映し出しますから、誰でもわかります。少人数のときは、みんな筆談します。一段落して、手話を学びたいと思ったら、難聴者・中途失聴者が覚えやすいような講座

も紹介してあげます」と、そういう返事を出せるのが難聴者・中途失聴者協会です。

「手話を知らなければ会員になれません」という難聴者協会は全国にはひとつもありません。これは、その会に手話を知っている人がどれだけいるか、その人数や割合にかかわらず、難聴者・中途失聴者協会の大原則と言っていいでしょう。

強いて“資格”と言えば「文字を読める」ということですが、平均的な教育水準が高く、非識字者のほとんどいない日本で、言語を習得してから耳が不自由になった難聴者・中途失聴者は、この点では問題はないでしょう。

◆ 難聴者・中途失聴者にとっての手話

これまで述べてきたように、難聴者・中途失聴者全体の問題としては、手話はトータル・コミュニケーションのひとつとして位置づけられます。しかし、全く聞こえない中途失聴者にとってはそのほかのコミュニケーション手段に比べて、より有効な手段であることも確かです。

というのは、要約筆記というのは、多くの人が会場に集まって会合を開くときに使われる手段で、個人間のコミュニケーションには不向きです。少人数、あるいは個人の場合、ノートテイクという手段がありますが、公的なボランティア派遣制度としてはごく一部の地域でしか行われていませんし、要約筆記者がまだまだ足りない現状では確保が難しい。筆談は面倒ですし、完全に読話

できる人も少ない。そこで、手話を知っているもの同士であれば手話は便利であり、音声言語とほぼ同じ早さで、音声言語とほぼ同じ程度の内容をコミュニケーションできるからです。

手話を使うと読話（読唇）が飛躍的によくできるようになりますから、難聴者・中途失聴者は「音のない話し言葉」を“見て”コミュニケーションするわけです。

実際、中途失聴者、とくに若い人たちの中には手話を使っている人がかなりいます。しかし、この場合でも、ろうあ者における手話と少し意味あいが変わりますし、また、その違いを検討し、難聴者・中途失聴者が使いやすい手話を考えよう、という動きも出ています。

もともと、手話が発生した基礎的背景を考えると、「聞こえない」ということより、「話せない」ということが大きなきっかけになっていると思われます。人間は誰しも自己表現の欲求を持っていますし、社会生活を営むためには、何らかの意思疎通の手段が必要です。ですから、ろうあの方にとっては手話が必須の手段です。ただ、このような経緯とも関連して、ろうあの方が使う手話は表情や上肢を中心とする身体の運動（動き）によるもので、必ずしも音声言語、つまり日本語の文法や単語に対応しているわけではありません。

この点について、全日本聾啞連盟の河合洋祐事務局長も「生育環境において健聴であったり、聴力をかなり残している人たちと、幼児期より聴覚を失い、言語の獲得に大きなハンディを負った人人を手話受容面で同一視することは誤りである。日本語の基礎を

身につけた中失・難聴者たちにとって、手話は使用している日常語を充分伝える手段としてももの足りなさを感じている。主として手話のボキャブラリーの不足及び同音義語等が要因であり、また語いの不足を補う表情、身振り等の表現手段に不慣れということである」と述べています。

ところが、難聴者・中途失聴者は音声言語を習得してから聞こえなくなったり、聞こえにくくなったりしたわけですから、聞こえの程度にかかわりなく、話し言葉や書き言葉で思考し、手話を使う場合も、音声言語にほぼ対応するかたちで表現しようとしします。つまり、手話で表わせない助詞・接読詞・副詞などは指文字を使い、手話の形は同じでも言葉が違うものも違う手話表現法を考え、語順も音声に合わせて、できるだけ日本語に忠実に手話表現しよう、というものです。これが日本語手話で、ほかに同時法手話なども試みられたりしました。

これらの試みが一時的なものなのか、あるいは違った手話に発展していくのか、いまのところ、わかりません。ただ、日本語を熟知した人に日本語に対応した、使いやすい手話を考えられないか、との研究は今後も続けられなければならないでしょう。

残存聴力があり、補聴器をつけている人は、その残存聴力を最大限に活用すべきなのは言うまでもありません。

要約筆記を発展させるために

◆ 発展途上の要約筆記

要約筆記は難聴者・中途失聴者にとって、ボランティアを介した唯一のコミュニケーション手段です。

要約筆記の代表的なものは、オーバー・ヘッド・プロジェクター（OHP）を使ったもので、OHPの上にロールフィルムをのせ、要約筆記者が話を聞きながら太いペンでその内容（全文または要約）を書き、スクリーンで写し出すものです。難聴者・中途失聴者の会議では、これがすべての人に共通して利用できる、便利なコミュニケーション手段となっています。講演などで、たくさんの内容を話す必要があり、事前に原稿が出来ている場合にはそれを前もってフィルムに書いておいたり（事前ロール）します。

このほかに、OHPを持ち込めなかったり、少人数だったり、病院や役所、学校など個人が利用する場合、要約筆記者がノートにメモしてくれる「ノートテイク」という手段もあります。

さらに、要約筆記活動という面からみますと、日本映画に字幕をつけるという活動も、要約筆記活動の一部と言えるかも知れません。

現在、ボランティアの数や予算の関係もあって、要約筆記の中心はOHPを使った、つまり会議でのコミュニケーション・ボランティアに置かれています。「ノートテイク」による個人派遣はまだ一部の地域でしか実施されていません。

要約筆記はまだ内容、システム、施策のうえでも課題が多く、発展途上にある手段と置いていいでしょう。しかし、着実にボランティアの人数も増えていますし、全国要約筆記問題研究会(全要研)を中心に質の向上をめざして研究も進んでおり、さらに発展が期待されます。速記タイプやパソコンを使う試みもあり、ハイテクの進歩をどこまで取り入れられるか、という興味もあります。

さて、要約筆記のコミュニケーション手段としての強みは何でしょう。

手話の場合はそれを知っている人は限られます。私たちが身につけるためには、それを学んで、さらに訓練しなければ使えません。しかし、要約筆記は文字さえ読めれば理解できます。ということは、現在では、誰でも利用ができるという点です。難聴者・中途失聴者は特別の訓練を受けなくても要約筆記を利用してコミュニケーションをはかれます。

もうひとつの利点は、「要約」という問題はあるものの、文字で示すのですから、誤解が少なく、より正確に意思を伝えることができるという点です。

さらに、利点をあげますと、難聴者・中途失聴者は聞こえにくい、聞こえないという障害は持っているものの、声を出す、言葉を話すことができます。これが、ろうあ者との決定的違いでありこの話せるという残存機能を、要約筆記では使うことができるという面です。実は、この話せるということが、難聴者・中途失聴者にとっては大きな機能なのです。

要約筆記はもちろん、ろうあ者の人にも役立ちますが、こうして見ていくと、難聴者・中途失聴者の基本的なコミュニケーション手段と言えましょう。

◆ その歴史は

要約筆記はできあがったものを、難聴者・中途失聴者の役に立てたものではありません。コミュニケーションに不自由する難聴者・中途失聴者の要望、願いのなかから、全く新しいコミュニケーション手段として生まれたものです。

要約筆記の今後については、さまざまな可能性が論じられていますが、この原点は忘れられてはなりません。

要約筆記のなかった頃、手話を知らない難聴者・中途失聴者が何人か集まっても、適当なコミュニケーション手段がありません。結局、メモのまわし読み、黒板を使っただけの板書をしていました。これは、いかにも不便です。

OHPを使った要約筆記はかなり早くから、教師経験者などの手で、ボツボツ始まったということですが、国や地方の行政に正規のコミュニケーション手段と認知されるまでには、たいへんな時間がかかりました。それは、もとになる難聴者運動が弱かったからです。要約筆記の普及と認知は、難聴者運動の盛り上がりと平行するかたちで進みました。

厚生省が要約筆記奉仕員養成事業を、国の「障害者社会参加促

進事業」に加えたのは、昭和56年度（1981年）からです。

次いで、昭和60年度から、要約筆記奉仕員派遣事業がメニューに加えられました。

要約筆記者の活動が活発になったのもその前後からで、全国の要約筆記者の集り「全国要約筆記関係者懇談会」（全要懇）が大阪で第1回の集会を持ったのが昭和55年8月。5回の集会を持ち、これが発展的に解消して、昭和58年に、現在の「全国要約筆記問題研究会」（全要研）が発足しました。

私たち全難聴としましても、この要約筆記をより発展させるため、昭和57年2月、内部に要約筆記対策部を設け、集会に協力するとともに、年に何回か定期協議を持ち、情報を交換する一方、調査・研究を進めています。

全要研の調べでは、いま、全国では約70団体、約1000人のボランティアが加盟しているそうです。ほかに、加盟していないボランティア団体がまだありますが、絶対数が足りません。

現在、難聴者協会のある都道府県の大部分で要約筆記奉仕員養成事業が行われ、派遣事業も増えてきました。しかし、当然のように、協会のない地域では行われていません。

現在、障害者手帳を持った難聴者・中途失聴者30万人、手帳を持たない高年者などを含め300万人と言われる利用者にと比べると、あまりに少ないのが現状です。コミュニケーション・ボランティアとしての手話通訳者が2万人もいるのに比べても、まだまだというところです。

ただ、要約筆記者の団体は難聴者・中途失聴者の団体からは独立した存在です。難聴者だけではなく、ろうあ者の会合などにも協力しており、一人一人の労働はたいへんなものになります。ちなみに、全要研が連携している団体は、私たち全難聴のほか、同じ難聴者団体である「新光会」、「みみより会」、それに「全日本聾啞連盟」です。

◆ 今後の課題

全国要約筆記問題研究会（全要研）ではこのほど、「要約筆記活動の基本方針」（第1次基本方針）をまとめ、全難聴でもこれを支持しています。

このなかには、要約筆記に関する大切な事項がたくさん詰め込まれていますが、同時に、いくつかのこんどの課題についても触れています。

一つは要約筆記奉仕員養成講座は全国的にかなり普及してきたものの、要約筆記奉仕員の公費派遣事業の方はまだまだです。このため、派遣事業の未実施県・政令指定都市における事業実施の推進があげられています。

二つ目には、要約筆記の質の向上のために、中級コース修了者またはそれと同等以上の者を対象に、資格認定試験を、県または国レベルで将来、実施する方向を求める必要があります。

三つ目は、夜間や緊急のときには、要約筆記者の派遣が間に合

わないので、大きな拠点になるような公的機関には常駐の要約筆記者を配置する必要があります。これも、将来、求めていかなければなりません。

全要研ではこの3点をあげていますが、要約筆記のこんごの課題はほかにもたくさんあります。

とにかく、要約筆記者の人数が少なすぎます。すでに、講座や派遣を実施している地域でも絶対人数が足りません。どういうPRをしたらいいのか。また、専門性を高めるために、何が欠けているのかの検討、いまのような講座方式でいいのかどうか。さらに、現在は要約筆記者の人数や予算の関係もあって、団体派遣が中心ですが、将来、個人派遣を中心に据えることができるのかどうか。もし、個人派遣を中心に据えるとすれば、何を考えていかなければならないのか。本来、コミュニケーション・ボランティアは個人の役に立たないと意味がありません。そういう点では、まだ、完全なボランティア手段にはなっていない、という見方も出来ます。

将来、ハイテクを利用するにしても、周辺の協力・研究システムが必要ですし、これも課題でしょう。

それに、「要約筆記」という名称の問題があります。いま、全要研、全難聴で検討がつづけられています。が、「要約筆記」か、「筆記通訳」かの問題です。「要約筆記」という表現で社会に通用するかどうか、です。ほかに、「要約筆記通訳」「筆記介護」「ノートテイク」といった表現も出ています。

通訳と言っても、同じ日本語を、話し言葉を文字にするということですし、全部を正確には書けません。要約と言っても、省略するだけでなく、実際は補足することだってあります。

この名称の問題は、要約筆記がこんご、どのように発展していくか、にかかわっていきましょう。いずれにせよ、要約筆記は私たちの要望、願いのなかから生れた、という歴史的経緯と全難聴がこれまで要約筆記の普及、発展に努力してきたという実績に自信と誇りを持ち、積極的に要約筆記問題に発言していくことが大切だと考えています。

高齢化社会と難聴者

④ 人生80年時代の高齢者

現在でも難聴者・中途失聴者の60パーセントは老人性難聴と言われ、各地の協会においても高齢者がかなりの部分を占めています。

加えて、高齢化社会がやってきます。というより、男性の平均寿命が70歳を越え、女性の平均寿命が80歳を越えた日本は、すでに高齢化社会に入っております。厚生省の推計によりますと20年後のわが国の社会では、65歳以上の老年人口が14歳以下の子供を上回る「老若逆転」現象が生じ、30年後には4人に1人が老年者となる、ということです。

高齢者は老化にともなう、肉体的な衰えという共通の悩みを持つのですが、もっとも多いのが難聴、つまり、耳が遠くなることです。ひと昔前であれば、トシをとって耳が遠くなるのは当たり前、自然なことと考えられてきました。65歳以上の場合のごく当り前で、55歳以上の場合でさえ、仕方がない、とされてきました。

しかし、長寿時代、高齢化社会に入って、トシをとっても働かなければならない人が増えています。第二の人生、第三の人生などと言われているのがそれで、昔なら楽隠居できるところが、そういう時代ではなくなったのです。

55歳から65歳の間で難聴になった人などは、生活を維持するのに難儀することになります。65歳以上の場合でも、コミュニケーションが不自由では社会生活が営めません。

全難聴の場合には、加盟している会員は比較的重度の人が多いのですが、一人暮らしでコミュニケーションに不自由するというのは、寝たきり老人に匹敵するほどの深刻な問題です。1989年11月に高年部を発足させ、この問題に取り組んでいます。

高年になってからの難聴者の場合、障害者という認識は持ちにくいかも知れません。また、各地の難聴者・中途失聴者協会に人会する人も一部に限られるかも知れません。

しかし、私たちが運動している、補聴器の改良、公的施設に磁気誘導ループを設置して補聴器で話が聞けるようにする、講演などにも要約筆記をどんどんつかえるようボランティアを確保していく、バスや鉄道の車内での連絡は電光表示にする、駅などの緊急連絡やお知らせにはフラッシュや電光表示をつかう——などは障害者と呼ぶかどうかにかかわらず、耳が遠くなったお年寄りの人たちに利便を与えるものです。

私たちは、今後、障害者が障害者でないか、の認識は別として、広く難聴高齢者にも参加を訴えていかねばなりません。

私たちの運動は高齢化社会を迎えて、必然的にひろがっていくと思われまます。

「全難聴」はどのような団体か

◆ 社団法人化をめざしています

組織としての全難聴そのものの詳しい内容については、別にパンフレットを作成しておりますので、それをご覧ください。

ここでは、そのアウトラインのみご紹介いたします。

1978年（昭和53年）2月に、「全国難聴者連絡協議会」として発足。初代会長は故林瓢介氏。1989年（平成元年）5月、会則と名称を変更し、「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」として再出発、社団法人化を最大の目標に掲げています。

加盟正会員は個人ではなく団体、即ち、各地の難聴者・中途失聴者協会です。現在（1990年3月）、まだ東北、北陸の一部などに未組織県があり、地方協会の全都道府県設置を急いでいます。大雑把に言って、現在40協会弱、構成員数4000人ぐらいなので、当面、全国50協会5000人突破をめざしています。

組織構成としては、正会員による総会、理事による理事会、理事から選出された常任理事による常任理事会が審議・議決機関で、それぞれ定められた権能に従って運営されています。現会長は入谷仙介氏。

〈専門部〉各専門別の執行機関として、専門部が置かれています。

広 報 部 機関誌「新しい明日」の編集・発行

組 織 部	未組織地域でのPRと組織化、各協会間の連絡調整
要約筆記対策部	要約筆記についての研究・調査・普及活動・全国要約筆記問題研究会関係
国 際 部	国際難聴者連盟（IFHOH）との連絡、国際会議参加に関する事項
情 報 保 障 部	補聴・情報機器に関する情報の入手、提供と関連調査
耳 マ ー ク 部	難聴者・中途失聴者の耳のシンボルマークの普及、調整、関連調査
青 年 部	難聴青年の活動促進、集いの開催、調査、出版など
婦 人 部	難聴婦人の活動促進、集いの開催、調査、出版など
高 年 部	難聴高齢者の活動促進、集いの開催や調査、出版など
法人化推進委員会	社団法人化実現のための、基金集め、中央交渉、定款作成、事業内容・組織の検討など

〈研究大会〉全難聴では、年2回の総会・理事会のほかに、毎年1回、全国各地持ち回りで研究大会を開き、難聴・中途失聴問題の啓発に取り組んでいます。分科会・記念大会・観光のほか、展示会なども開かれ、加盟協会の

会員は誰でも参加できますし、希望があれば加盟会員でなくても参加できます。全難聴の看板行事で、分科会での研究発表と討論、記念大会での講演や表彰など盛りだくさんの内容です。

第1回の名古屋大会を皮切りに、札幌、(松山)、島根、東京、岡山、仙台、広島、大津、大阪、(東京)北九州と続き、1990年は茨城で開催されます。

1991年の徳島開催も決まっています。

〈全要研大会〉これは、要約筆記問題の項でも触れましたが、全国要約筆記問題研究会と全難聴の共催で、全難聴にとっても、重要な行事です。要約筆記の充実を目指し、年1回、全国持ち回りで開いています。

◆ 機関紙の発行と耳マークの普及

〈機関紙・新しい明日〉全難聴では発足以来、機関紙「新しい明日」を発行してきました。当初は年4回の季刊でしたが、1989年から年6回発行にしております。難聴・中途失聴関係の情報ニュース、全難聴の活動ニュース、常任理事会報告など組織決定ニュース、各地域の活動、近況報告、国際難聴者連盟関係ニュース、一般会員の投稿、論文、要約筆記・青年・婦人・高年の頁事務局報告などで構成され、全国の難聴者運動の中核

的な役割を果たしています。20頁平均で、現在67号。会員以外でも、購読できます。

〈諸要求と耳マーク〉全難聴の要求内容については、前述したとおりです。ここでは、難聴者・中途失聴者の耳マーク普及運動についてのみ触れます。難聴者・中途失聴者が一番困るのは、病院の診察、役所・銀行・郵便局などの窓口です。呼ばれても聞こえず、呼ばれたのがわかって、それからの会話に不自由します。そこで、マークを見せ、あるいは、あらかじめマークを関係機関に配布し、そのマークを示した人には筆談や手話に応じるか、または読話できるよう、ゆっくり、はっきり話してもらおうというものです。

地域によって、進んでいるところと、遅れているところがありますが、少しずつ浸透しています。難聴者・中途失聴者であることをかくさず、1人ひとりの意識を高めようと、バッジにしているところもあります。

国際的・国内的に同種のマークがあり、この調整が課題になっておりますが、その団体が使ってきたマークには運動の歴史がしみついていますから、簡単に、廃止したり、統一したりできるものではありません。調整には十分な時間をかけることになりましょう。

◆出版・調査も

〈出版・調査〉全難聴では、難聴者・中途失聴者問題のPRのため、出版・調査を行っています。

出版は、「音から隔てられて」（岩波新書・1975年、1989再刊）「立ちあがる難聴者」（たいまつ新書・1978年）のほか、会員の関係出版物も多く、津名道代「聴覚障害への理解を求めて」（全国難聴者連絡協議会）「交わりの人間学—障害者によるボランティア論」（河出書房新社）、岩淵紀雄「しじみ貝の詩—ある聴覚障害者の体験から」（日本放送出版協会）「燃える手で、友よ—ある聴覚障害者からのメッセージ」（主婦の友社）、田島政雄「41歳の小学生—聴覚障害児と共に」「言葉なんていない」（ともにJDC）など多数にのぼっています。

また、第2回難聴者国際会議（スウェーデン）、第3回会議（スイス）の各日本側派遣団による報告書、各研究大会ごとの内容資料、青年部の集い関係の資料なども出版しています。

さらに、全国の組織網を利用しての大がかりな調査報告も出しており、最近では、「中途失聴・難聴者コミュニケーション実態予備調査報告書」として、1988年に「共に考えよう!!中途失聴・難聴者問題を!!」を発行しています。

〈国際関係〉これは、専門部のところでも触れましたが、全難聴としては重視しています。1982年4月、国際難聴者連盟（IFHOH）から準加盟が承認され、第2回ストックホルム、第3回スイスと大量の参加者を派遣、世界からもアジアのリーダーとして期待されています。近い将来、「日本で国際会議を」という方向で努力しています。

今 後 の 展 望

◆増える難聴者・中途失聴者

この冊子の目的は、私たち難聴者・中途失聴者の特徴をはっきり知ってもらうことでした。その意味で、他の障害との“違い”を強調するかたちになりました。その違いを訴えようとしたのは、これから難聴者・中途失聴者がどんどん増え、大きな問題になっていくだろうことが見通せるからです。

これまでも数のうえでは、聴覚障害者のなかでは圧倒的に難聴者・中途失聴者が多かったのですが、社会的には、軽く位置づけられていました。しかし、これからは、そうはいかなくなるでしょう。福祉の分野では当然のこととして、社会システム全体からも、この難聴者・中途失聴者問題が大きな位置を占めることになるかと思えます。

というのは、第一に、この冊子の中でも触れましたように、高齢化社会対策は今後の社会のあり方にかかわる問題であり、この高齢化に必然的に付随する難聴問題は福祉という分野を越えて、ひとつの社会問題になると考えるからです。

社会の高齢化に伴うこれらの問題は、聴覚障害者問題でも、ろうあ者問題でもなく、「難聴問題」と言っていいたらいいと思います。

第二に、もちろん、障害者問題として、福祉の問題としての、

難聴者・中途失聴者問題があります。ここで、注目しなければならないのは、今後増えていくのは、ろうあ者ではなく、難聴者・中途失聴者である、という点です。

社会はどんどん複雑化して、高度なストレス社会をつくっています。人生の半ばで病気や事故によって聴力を失う危険性は日増しに増えています。一方、生まれつきのろうあ者はどんどん減っています。これは、母体の健康管理が時代とともに進んでいるのと、若年者の減少、子供たちの減少があげられます。現に、各地のろう学校の児童・生徒の数は目に見えて減っています。もちろん、最近では、子供がろう児であるにもかかわらず、親がろう学校に入れるのを嫌って、ムリして普通学校に入れようとしていることもあります。

いずれにせよ、このプラスの方向と一方でのマイナスの方向はこれからも進むことは間違いなく、これらの総合的な結果として難聴者・中途失聴者問題の占める比重が大きくなることも間違いのないでしょう。

◆ 難聴者・中途失聴者とろうあ者の接近・融合

いまでも、難聴者・中途失聴者団体とろうあ団体は友好的な協力関係を保っていますし、同じ聴覚障害者仲間（同障者）としてたくさんのお互いの友人を持っている難聴者・中途失聴者がいます。しかし、時代が進むにつれ、この両者はさらに接近し、融合していくであろう、と予測されます。もちろん、それぞれの団体

の独自性は保つてのことでしょうが。

というのは、共通の課題が増えてくることもあります。コミュニケーション手段が近づいてくることが予想されるからです。いまは、両極端をとると、ろうあ者は手話、難聴者は補聴器と筆談というふうに分かれていて、共通の手段がありません。手話を知らない難聴者にとっては、ろうあ者はコミュニケーションの通じない相手となっています。

この両者は手話を通してではなく、むしろ、「音声言語と文字表現」を通して共通の部分を拡大することになるだろうと思います。視覚情報の活用というのが、これからの時代の流れであり、好むと好まざるとにかかわらず、視覚情報を活用しなければ生きていけない時代に入って行くからです。

それを成立させる背景もあります。いまのろう学校では口話法教育をとっています。

かなり重度のこどもたちでも補聴器をつけていますし、話せないこどもたちも発語訓練で上手・下手はともかく、言葉を話すよう、教育を受けています。言葉を読み取る読話では、何より言葉を覚えなくてはなりません。古いろあ先輩方の中には筆談を拒否する方がおられました。現在の学校教育を出られた人々には、文字に対する拒否反応はなく、筆談にも応じてくれますし、ろうあ団体の側にも積極的に文字情報を活用しよう、という動きも感じられます。

これらは、私たち難聴者・中途失聴者が求めているものと同じです。具体的に言いますと、ろうあ者の要約筆記への関心、日本

映画に字幕をつける運動への率先参加、字幕つきビデオの作成、パソコンへの関心などです。電光表示の推進などは、すでに共通の課題として提案していますし、むしろ、ろうあ団体の方が積極的と言っていいでしょう。

これらは、手話を使うか、使わないか、にかかわらず、今後、共通の課題として、どんどん大きな位置を占めるでしょう。

私たちは、何が何でも、違いだけを知ってもらおうと考えているわけではありません。こうした、将来の展望を踏まえたうえで、いま必要なことは、その違いの持つ意味を理解してもらうことではないか、と訴えているのです。

付 記

全難聴は、たいへん幅の広い層の会員を抱えた団体です。ですから、すべての会員の意見が一致してこうだ、というわけにはいきません。ちょっとの、状況の違いで、考え方も変わってきます。

このハンドブックでは、「運動体としての全難聴の考え方」「最大公約数として通用する考え方」、さらに「社会のより多くの人に理解をいただくために」という立場で編集しました。

作成にあたっては、会の内外の方の論文や文章を参考にさせていただいています。お礼申し上げます。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
ハンドブック作成プロジェクトチーム

難聴者・中途失聴者問題ハンドブック

— 私たちが求めているもの —

発行日 1990年3月15日 第1刷
1990年4月15日 第2刷

発行人 全日本難聴者・中途失聴者団体
連合会(全難聴)ハンドブック
作成プロジェクトチーム

連絡先 〒591 堺市新金岡町3丁1番24-203
田島政雄 方
ハンドブック作成プロジェクトチーム
TEL 0722-55-9462
FAX(自動・F網) 0722-55-7191

印刷 なかい印刷

定価 400円(個人の場合・送料175円)